

監査の結果（令和2年3月4日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成29年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が1機関、財政的援助団体等が21団体である。

県の機関

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|---|--------|-----------|-------------|-------|-----|
| 1 | 県立広島病院 | 令和元年12月3日 | 令和元年11月6・7日 | 実地 | 3 |

財政的援助団体等

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|---|-------------------|------------|---------------|-------|-----|
| 2 | 広島県土地開発公社 | 令和元年12月4日 | 令和元年11月13・14日 | 実地 | 5 |
| 3 | 広島県道路公社 | 令和元年12月4日 | 令和元年11月13・14日 | 実地 | 7 |
| 4 | 広島県住宅供給公社 | 令和元年12月4日 | 令和元年11月13・14日 | 実地 | 9 |
| 5 | 公益財団法人ひろしま産業振興機構 | 令和元年12月19日 | 令和元年11月26・27日 | 実地 | 10 |
| 6 | 公益財団法人広島県スポーツ振興財団 | 令和元年12月24日 | 令和元年12月4日 | 実地 | 15 |

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|----|----------------------|------------|------------------------|-------|-----|
| 7 | 公益財団法人ひろしま国際センター | 令和2年1月9日 | 令和元年12月10・11日 | 実地 | 16 |
| 8 | 公益財団法人広島県下水道公社 | 令和2年1月16日 | 令和元年12月19日 | 実地 | 18 |
| 9 | 一般財団法人中央森林公園協会 | 令和2年1月14日 | 令和元年12月11日 | 実地 | 19 |
| 10 | 社会福祉法人広島県福祉事業団 | 令和2年1月21日 | 令和元年12月12・17・18日 | 実地 | 22 |
| 11 | 一般社団法人広島県畜産協会 | 令和元年11月27日 | 令和元年10月30日 | 実地 | 26 |
| 12 | 株式会社ひろしま港湾管理センター | 令和2年1月10日 | 令和元年12月5・6日 | 実地 | 28 |
| 13 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 令和2年3月4日 | 令和元年12月3日 | 書面 | 31 |
| 14 | 社会福祉法人的場会 | 令和2年3月4日 | 令和2年1月7日 | 書面 | 32 |
| 15 | 学校法人武田学園 | 令和2年3月4日 | 令和元年12月24日 | 書面 | 33 |
| 16 | 学校法人多幾山学園 | 令和2年3月4日 | 令和2年1月8日 | 書面 | 35 |
| 17 | 医療法人財団竹政会 | 令和2年3月4日 | 令和元年12月10日 | 書面 | 37 |
| 18 | 堀田・誠和共同企業体 | 令和2年3月4日 | 令和元年12月3日 令和2年1月14日 | 書面 | 38 |
| 19 | 広島県ビルメンテナンス協同組合 | 令和2年3月4日 | 令和元年11月20日 12月4・19日 | 書面 | 39 |
| 20 | ビルックス株式会社 | 令和2年3月4日 | 令和元年11月28日 | 書面 | 41 |
| 21 | 社会福祉法人広島県視聴覚障害者団体連合会 | 令和2年3月4日 | 令和元年12月25日 | 書面 | 42 |
| 22 | RCCホールマネジメントグループ | 令和2年3月4日 | 令和2年1月16日 | 書面 | 44 |

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 県立広島病院

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- ・ 所在地 広島市南区宇品神田一丁目5番54号
- ・ 職員数 常勤職員及び再任用職員 1,191人
非常勤職員 252人
(平成31年4月1日現在)
- ・ 診療科 21科
(内科, 精神科, 神経科, 循環器科, 小児科, 外科, 整形外科, 脳神経外科, 心臓血管外科, 小児外科, 皮膚科, 泌尿器科, 産科, 婦人科, 眼科, 耳鼻いんこう科, リハビリテーション科, 放射線科, 歯科, 歯科口腔外科, 麻酔科)
- ・ 病床数 700床 (一般病床650床, 精神病床50床。平成31年4月1日現在)
- ・ 患者数等の状況 (平成30年度)

| 入院 | | | 外来 | |
|----------|---------|-------|----------|---------|
| 延患者数 | 1日平均患者数 | 病床利用率 | 延患者数 | 1日平均患者数 |
| 199,610人 | 547人 | 79.5% | 282,318人 | 1,157人 |

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 現金出納簿の記載について

DMA T隊の活動に係る常時の資金前渡について、支払の都度、現金出納簿を記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|----|--------------------------|
| 根拠 | 広島県病院事業財務規程第12条及び第33条第2項 |
|----|--------------------------|

イ 郵便切手の出納管理について

郵便切手の出納管理について、次のとおり不適正な事務処理をしていた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 郵便切手類の払出しの都度、郵便切手類出納簿への記載及び押印が行われておらず、郵便切手類の現在高確認が行われていなかった。

(イ) 郵便切手受払簿において、使用に係る決裁を得ずに郵便切手を交付している上、交付及び実施(施行)の確認が行われていなかった。

| | |
|----|---|
| 根拠 | 郵便切手等の管理について(平成23年12月6日付県立病院課長通知) 郵便切手等の取扱いについて(平成23年12月27日付総務課庶務係長依頼) |
|----|---|

【改善を求める事項】

ア 長期未納(過年度分)について

次の歳入において、長期未納(過年度分)があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

特に、請求先団体から返戻を受けた診療報酬請求(レセプト)について、再請求手続きの

遅延などにより、未収金が増加している傾向にあることから、レセプト返戻後、速やかに再請求等の対応を行うことが重要である。また、個人負担分に係る未収金についても、債権回収が困難となる前に、早期に対策を講じることが必要である。

診療報酬請求及び債権回収は業務委託により行われているが、各業務の受注者に対する適切な指導及び緊密な連携を含め、未収金の新規発生を防止する取組を強化するとともに、長期未収金に陥る前の積極的な対策を講じる必要がある。

| 区 分 | 長期未納（過年度分） [令和元年年 9 月末] | | 参考 前回監査時 [平成 29 年 9 月末] | |
|-----------|----------------------------|--------------|----------------------------|-------------|
| | 医業未収金（個人負担分） | 3,140 件 | 112,029,034 円 | 3,350 件 |
| 医業未収金（団体） | 43 件 | 27,699,668 円 | 28 件 | 9,064,479 円 |
| 医業外未収金 | 5 件 | 157,497 円 | 2 件 | 139,147 円 |

イ 固定資産の实地調査について

固定資産の实地調査については、毎年一回実施することとされているが、ベッド以外の資産については行われていなかった。貸借対照表等財務諸表に適正に決算数値を反映させるためには、固定資産を正確に把握する必要があることから、合理的かつ効果的な実施方法を検討するとともに、適正な運用に努める必要がある。

| | |
|-----|--|
| 根 拠 | 広島県病院事業財務規程第 75 条 固定資産異動及び固定資産实地照合事務取扱要綱第 4 条 |
|-----|--|

ウ 消防用設備点検結果における不備への措置について

消防用設備の点検結果について、毎年度行う消防署への結果報告の際に、不良事項がある場合には、速やかに修理・補修などを行うよう指導を受けているが、多数の設備が未措置の状況にある。消防法に基づき、未措置の状況を速やかに改善できるよう、予算措置を含め修理等を計画的に進める必要がある。

2 広島県土地開発公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 公共用地，公用地等の取得，管理，処分等を行うことにより，地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与すること。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 伊達 英一
- ・ 設立 昭和 48 年 3 月 31 日
- ・ 役職員（令和元年 9 月 30 日現在）
 役員 13 人（うち常勤 4 人）
 職員 9 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 公有地取得事業，土地造成事業
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から，広島県道路公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

| 区 分 | 平成 30 年度 |
|---------------------|------------|
| 事業収益 A | 466,476 |
| 事業原価 B | 437,601 |
| 販売費及び一般管理費 C | 78,828 |
| 事業利益 D (A - B - C) | ▲49,953 |
| 事業外収益 E | 188,140 |
| 事業外費用 F | 0 |
| 経常損益 G (D + E - F) | 138,187 |
| 特別利益 H | 0 |
| 特別損失 I | 0 |
| 当期純損益 J (G + H - I) | 138,187 |
| 資産合計 K (L + M) | 31,140,127 |
| 負債合計 L | 10,529,554 |
| 資本合計 M | 20,610,573 |
| （うち資本金） | 30,000 |
| （うち準備金） | 20,580,573 |

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（ア）資本金 30,000,000 円の全額を出資（所管課 土木建築局用地課）

（イ）用地先行取得資金貸付金（所管課 土木建築局空港振興課）

- ・ 貸付金残高 1,532,676,933 円
- ・ 貸付の対象 用地費及び補償費（県が依頼する広島空港関連工業・流通業務用地の取得）

(ウ) 債務保証 (所管課 土木建築局都市計画課)

・ 債務保証残高 58,197,864 円

・ 保証の対象 公有地先行取得の用地費及び補償費等に係る金融機関からの長期借入金

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3 広島県道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県の区域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 伊達 英一
- ・ 設立 昭和 56 年 3 月 30 日
- ・ 役職員（令和元年 9 月 30 日現在）
役員 8 人（うち常勤 4 人）
職員 23 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 広島熊野道路・安芸灘大橋有料道路の管理
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

| 区 分 | 平成 30 年度 |
|----------------|------------|
| 総収益 A | 1,073,760 |
| 総費用 B | 1,073,760 |
| 当期利益 C (A - B) | 0 |
| 資産合計 D (E + F) | 23,421,196 |
| 負債合計 E | 17,096,196 |
| （うち、特別法上引当金等） | 16,776,319 |
| 資本合計 F | 6,325,000 |
| （うち、基本金） | 6,325,000 |
| （うち、利益剰余金） | 0 |

注 総収益は、業務収入、受託業務収入、業務外収入の合計

特別法上引当金は、償還準備金（毎年の道路事業収支差益の繰入額）と道路事業損失補てん引当金（道路料金収入（税抜）×1/10）の合計

ウ 県の財政的援助等の状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（ア）基本金 6,325,000,000 円の全額を出資（所管課 土木建築局道路河川管理課）

（イ）債務保証（所管課 土木建築局道路河川管理課）

- ・ 債務保証残高 17,381,787 円
- ・ 保証の対象 国、地方公共団体金融機構からの道路建設資金に係る借入金

(2) 監査の結果

【改善を求め事項】

広島熊野道路・安芸灘大橋有料道路回数通行券の管理について

払戻し手続の終了した回数通行券について、消印等の処理を行わず保管していた。適正な事務処理に努める必要がある。

4 広島県住宅供給公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集合住宅及びその用途に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 伊達 英一
- ・ 設 立 昭和 41 年 3 月 28 日
- ・ 役職員（令和元年 9 月 30 日現在）
役員 11 人（うち常勤 4 人）
職員 25 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡、宅地の賃貸、管理及び譲渡、民間賃貸住宅の管理
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県道路公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

| 区 分 | 平成 30 年度 |
|---------------------|------------|
| 事業収益 A | 1,931,208 |
| 事業原価 B | 1,336,935 |
| 販売費及び一般管理費 C | 121,508 |
| 事業利益 D (A - B - C) | 472,765 |
| 経常収益 E | 241,225 |
| 経常費用 F | 85,687 |
| 経常利益 G (D + E - F) | 628,303 |
| 特別利益 H | 64,732 |
| 特別損失 I | 39,638 |
| 当期純利益 J (G + H - I) | 653,397 |
| 資産合計 K (L + M) | 20,538,705 |
| 負債合計 L | 10,047,040 |
| 資本合計 M | 10,491,665 |
| (うち資本金) | 10,000 |
| (うち剰余金) | 10,481,665 |

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

資本金 10,000,000 円のうち、8,300,000 円を出資（所管課 土木建築局住宅課）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 公益財団法人ひろしま産業振興機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 産学官の協同体制により，県内産業の技術の高次化を促進するとともに，新事業の創出，中小企業等の経営・技術革新，経営基盤の強化，国際化対応等を総合的に支援することにより，企業の活性化を図り，もって地域産業の発展に寄与する。
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・代表者 理事長 深山 英樹
- ・設立 昭和58年11月24日
- ・役職員 役員24人（うち常勤8人），職員97人（非常勤職員を含む。）（令和元年9月末現在）
- ・主な事業 創業・経営革新等の支援，高度技術産業への展開を促す研究開発の推進，技術研究開発の支援及び技術交流の促進，大学等の研究成果及び特許の技術移転の促進，高度産業人材等の育成，取引先開拓の支援，経営・技術等に係る産業情報の収集・提供，資金等の支援，国際ビジネスの支援，公の産業振興施設の指定管理

イ 経営の状況

（単位：千円）

| 区 分 | 平成30年度 |
|-----------------------|------------|
| 経常収益 A | 1,511,810 |
| 経常費用 B | 1,536,729 |
| 当期経常増減額 C (A - B) | ▲24,919 |
| 経常外収益 D | 1,237 |
| 経常外費用 E | 0 |
| 当期経常外増減額 F (D - E) | 1,237 |
| 当期一般正味財産増減額 G (C + F) | ▲23,681 |
| 当期指定正味財産増減額 H | ▲45,025 |
| 当期正味財産増減額合計 I (G + H) | ▲68,706 |
| 資産合計 J (K + L) | 12,417,463 |
| 負債合計 K | 6,997,772 |
| 指定正味財産 | 4,453,150 |
| （うち，基本財産充当額） | (126,200) |
| 一般正味財産 | 966,542 |
| 正味財産合計 L | 5,419,692 |

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 126,200,000 円のうち 66,000,000 円 (52.3%) を出捐

(令和元年 9 月 30 日現在) (所管課 商工労働局商工労働総務課)

(イ) 補助金及び負担金 370,241,094 円を交付 (平成 30 年度)

a 平成 30 年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 75,504,166 円
- ・交付の目的 中小企業・ベンチャーに対する事業化・市場化 (新事業展開, 経営革新等) の支援
- ・補助対象経費 中小・ベンチャー企業成長支援事業, 情報創造提供事業, チーム型支援及び中小企業技術・経営力評価活用促進事業を実施するための経費

b 平成 30 年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 53,904,787 円
- ・交付の目的 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センターの管理運営に対する助成
- ・補助対象経費 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センターの運営を行う職員の人件費 (給料, 諸手当, 共済費等及び退職手当引当金等)

c 平成 30 年度平成 30 年 7 月豪雨に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付事務経費補助金を交付

(所管課：商工労働局経営革新課)

- ・補助額 15,953,568 円
- ・交付の目的 貸付事務を行う復興支援金融センター運営補助
- ・補助対象経費 復興支援金融センター運営費 (人件費, 旅費, 事務費)

d 平成 30 年度地域共同研究プロジェクト推進事業補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 24,452,773 円
- ・交付の目的 産学官協同体制による県内産業の技術の高度化に資する事業経費に対する支援
- ・補助対象経費 地域共同研究プロジェクト推進事業に従事する職員給与費, 資料作成費及び事務室使用料等の経費

e 平成 30 年度ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 18,970,146 円
- ・交付の目的 中小企業等の業務改善活動を指導できる人材の育成に要する経費に対する支援
- ・補助対象経費 イノベーションインストラクター育成塾運営等に要する経費 (人件

費，講師謝金・旅費等)

- f 平成 30 年度広島県中小企業知財支援センター事業費補助金を交付
(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 6,791,174 円
 - ・交付の目的 中小企業等の技術や研究成果の発掘・活用提案に要する経費に対する支援
 - ・補助対象経費 当該事業に従事する職員給与費及び資料作成費等の経費
- g 平成 30 年度中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金を交付
(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 12,606,537 円
 - ・交付の目的 中小・ベンチャー企業に対する新事業展開・第 2 創業の支援
 - ・補助対象経費 助成事業企業の選定等の管理運営及び、助成事業企業に対する助成のための経費
- h 平成 30 年度広島県下請企業振興事業費補助金を交付
(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 44,551,573 円
 - ・交付の目的 下請中小企業に対する取引先開拓の支援
 - ・補助対象経費 取引先開拓支援のため実施する指導員等の設置に関する事業（人件費），中小企業振興のための調査又は情報の収集若しくは提供事業（専門調査員等の謝金，旅費，資料等作成，通信費，会議費等）などに要する経費
- i 平成 30 年度ひろしまデジタルイノベーション推進事業費補助金を交付
(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 21,800,184 円
 - ・交付の目的 地域産業の競争力強化に寄与するためのハイパフォーマンスコンピューティングの普及啓発や人材育成の支援
 - ・補助対象経費 各種研修事業の実施に要する経費（講師謝金，委託費等）及び当該事業に従事する職員給与費，事務室使用料等の経費
- j 平成 30 年度自動車関連産業クラスター支援事業費補助金を交付
(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 57,731,243 円
 - ・交付の目的 県内の自動車関連産業の振興支援
 - ・補助対象経費 コーディネーター等の人件費，企業・市場調査に必要な旅費，専門家派遣，委託費等の経費
- k 平成 30 年度ベンチマーキング支援事業費補助金を交付
(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 2,198,680 円
- ・交付の目的 市販自動車の分解を通じた自動車部品の最新技術のベンチマーキング及び評価・分析に関する支援
- ・補助対象経費 ベンチマーキングセンターの施設管理や運営に要する経費，分解車両の取得経費及びその他分解調査に係る必要経費

l 平成 30 年度新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 13,708,227 円
- ・交付の目的 自動車メーカーの技術ニーズと部品企業の技術シーズを中心にした技術構想の企画，将来技術の芽の創出のための探索的な実験等の実施
- ・補助対象経費 トライアル・ラボ運営費（需用費），研究資金，研究員の人件費，調査活動に係る旅費

m 平成 30 年度国際経済交流支援負担金を交付

(所管課：商工労働局海外ビジネス課)

- ・負担額 17,916,186 円
- ・交付の目的 県内企業に対する国際ビジネスの支援
- ・補助対象経費 海外事務所等の運営及び国際経済交流支援事業に要する経費，事務所の運営に要する経費への負担金

n 平成 30 年度広島県中小企業基盤整備機構中国本部人材支援部運営協力事業補助金を交付

(所管課：商工労働局経営革新課)

- ・補助額 4,151,850 円
- ・交付の目的 中小企業大学校広島校への運営協力
- ・補助対象経費 本財団から派遣した職員の職員給与，諸手当等

(ウ) 損失補償（損失補償残高合計 53,030,810 円（平成 31 年 3 月 31 日現在））

a 広島県設備資金貸付事業損失補償（所管課：商工労働局経営革新課）

- ・損失補償残高 7,344,809 円
- ・損失補償の内容 設備資金貸付事業の貸付金に係る損失補償

b 広島県設備貸与事業損失補償（所管課：商工労働局経営革新課）

- ・損失補償残高 45,686,001 円
- ・損失補償の内容 設備貸与事業の貸与料に係る損失補償

(エ) 貸付金（貸付金残高合計 6,587,283,500 円（平成 31 年 3 月 31 日現在））

a 広島県小規模企業等設備導入資金（設備貸与事業）

(所管課：商工労働局経営革新課)

- ・貸付金残高 6,928,500 円
- ・貸付の目的 創業又は経営基盤の強化を図るため，小規模企業者に代わって当財団

が機械設備販売業者から必要な設備を購入し、その設備を当該企業者に長期かつ固定金利で割賦販売又はリースを実施

- ・貸付の対象 設備導入を図る小規模企業に割賦販売又はリースする設備の購入原資

b 被災中小企業施設・設備整備支援事業（貸付事業）

（所管課：商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 1,981,800,000 円
- ・貸付の目的 平成 30 年 7 月豪雨により被災した中小企業等に対してグループ補助金の自己負担分を無利子で貸し付けを行う
- ・貸付の対象 被災中小企業施設・設備整備支援事業の貸付原資

c 被災中小企業施設・設備整備支援事業（管理事業）

（所管課：商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 4,598,555,000 円
- ・貸付の目的 被災中小企業施設・設備整備支援事業を実施するにあたり運用益を事務費等の財源とする
- ・貸付の対象 グループ補助金無利子貸付管理事業基金の造成

(オ) 公の施設の指定管理者（広島県立広島産業会館については今回監査の対象外）

- ・施設名 広島県立広島産業会館
- ・所在地 広島市南区比治山本町 12-18
- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金収入で充当するため、管理費用は無し。
（平成 30 年度の県への納付額 97,000,000 円、剰余金納付額 11,935,797 円）
- ・所管課 商工労働局商工労働総務課
- ・施設設備 展示場（9 室）、会議室（1 室）、控室等（13 室）、駐車場（平日 389 台・土日祝日 456 台）等
- ・利用状況（平成 30 年度） 面積稼働率 54.6%

- ・施設名 広島県立産業技術交流センター
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目 7 番 47 号
- ・指定期間 平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 387,000,000 円
（うち令和元年度管理費用 77,400,000 円）
- ・所管課 商工労働局商工労働総務課
- ・施設設備 研修室・会議室等（5 室）、多目的ホール（318m²）、事務室（1 室）、駐車場（99 台）等
- ・利用状況（平成 30 年度） 利用件数 1,247 件

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 公益財団法人 広島県スポーツ振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広く広島県民のスポーツについての理解と関心を深め、積極的にスポーツに取り組む意欲を高揚させるとともに、地域のスポーツの振興と競技力の向上を図ることを目的とする。
- ・ 所在地 広島市中区基町4番1号（広島県立総合体育館内）
- ・ 代表者 理事長 池田 晃 治
- ・ 設立 昭和63年8月10日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和元年12月31日現在）
評議員6名，理事10名，監事2名
職員2名（非常勤）
- ・ 主な事業 指導者養成事業，大規模競技大会開催事業，スポーツキャンペーン等開催事業，地域スポーツ振興事業への助成

イ 経営の状況

（単位：千円）

| 区分 | 平成30年度 |
|-----------------------|-----------|
| 経常収益 A | 16,221 |
| 経常費用 B | 17,635 |
| 当期経常増減額 C (A - B) | ▲1,414 |
| 経常外収益 D | 0 |
| 経常外費用 E | 0 |
| 当期経常外増減額 F (D - E) | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 G (C + F) | ▲1,414 |
| 当期指定正味財産増減額 H | 0 |
| 当期正味財産増減額合計 I (G + H) | ▲1,414 |
| 資産合計 J (K + N) | 1,054,232 |
| 負債合計 K | 4,399 |
| 指定正味財産 L | 1,037,504 |
| （うち、基本財産充当額） | 1,037,504 |
| 一般正味財産 M | 12,329 |
| 正味財産合計 N | 1,049,833 |

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産1,037,504,000円のうち800,004,000円（77.1%）を出捐（令和元年11月30日現在）（所管課 地域政策局スポーツ推進課）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 公益財団法人ひろしま国際センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県における国際化の進展に適切に対処し、県民と諸外国国民との積極的な交流を推進し、国際理解の増進と友好親善の促進を図ることにより、世界の平和と繁栄のために貢献する広島づくりに寄与する。
- ・ 住 所 [交流部] 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ6階
[研修部] 東広島市鏡山三丁目3番1号 ひろしま国際プラザ内
- ・ 代表者 会 長 佐々木 茂喜
- ・ 設 立 平成元年1月11日
- ・ 役職員 (令和元年10月31日現在)
役員 20人 (うち常勤2人)
職員 58人 (非常勤職員を含む)
- ・ 主な事業 [交流部]
多文化共生社会支援事業、平和貢献推進・国際人材育成事業、留学生支援事業
[研修部]
国際協力研修事業、地域の国際化推進事業、ひろしま国際プラザ施設管理運営事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 平成 30 年度 |
|-----------------------|-----------|
| 経常収益 A | 468,611 |
| 経常費用 B | 469,400 |
| 当期経常増減額 C (A - B) | ▲789 |
| 経常外収益 D | 0 |
| 経常外費用 E | 0 |
| 当期経常外増減額 F (D - E) | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 G (C + F) | ▲789 |
| 当期指定正味財産増減額 H | ▲5,765 |
| 当期正味財産増減額合計 I (G + H) | ▲6,554 |
| 資産合計 J (K + N) | 1,234,835 |
| 負債合計 K | 65,762 |
| 指定正味財産 L | 1,008,524 |
| (うち基本財産充当額) | (997,242) |
| 一般正味財産 M | 160,549 |
| (うち基本財産充当額) | (2,758) |
| 正味財産合計 N | 1,169,073 |

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 1,000,000,000 円のうち、747,618,007 円 (74.8%) を出捐 (令和元年 10 月 31 日現在)

(所管課 地域政策局国際課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県立広島国際協力センター
- ・指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日
- ・指定期間 (平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日) に係る管理費用の上限額 827,619,425 円 (うち、平成 30 年度管理費用 165,523,885 円)
- ・所管課 地域政策局国際課
- ・利用状況

| 年 度 | 研修室 | 宿泊室 | 情報センター・図書室 |
|----------|-------|-----------|------------|
| 平成 30 年度 | 902 日 | 14,080 人泊 | 7,317 人 |

注 研修室はクッキング交流室を含む 13 室、宿泊室は 73 室 (JICA 中国センターを除く。) の利用状況である。

(ウ) 平成 30 年度公益財団法人ひろしま国際センター支援事業補助金を交付

(所管課 地域政策局国際課)

- ・補助額 31,918,412 円 (事業費 32,533,015 円, 補助対象経費 31,918,412 円)
- ・交付の目的 国際交流を円滑に進めるための施設及び公益財団法人ひろしま国際センターの円滑な事業運営を確保する。
- ・補助対象経費 事務所の賃借料・共益費, 嘱託員給与費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

財務諸表等の表示について

財務諸表等の表示について、次のとおり不適正なものがあった。公益法人会計基準等に準拠した適正な作成に努められたい。

ア 貸借対照表において、指定正味財産の金額と、その内数を示す「うち基本財産への充当額」及び「うち特定資産への充当額」の合計額が一致していなかった。

| | |
|----|--|
| 根拠 | 公益法人会計基準注解 注 4 公益法人会計基準に関する実務指針 (平成 28 年 12 月 22 日 日本公認会計士協会) Q25 |
|----|--|

イ 満期保有目的債券について、財務諸表に対する注記「5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」に記載された帳簿価額及び財産目録への計上額が誤っていた。

| | |
|----|-------------------|
| 根拠 | 公益法人会計基準第 2 3 (3) |
|----|-------------------|

8 公益財団法人広島県下水道公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全さらに地球環境の保全に寄与するために、下水道技術や環境改善に関する調査研究、下水道知識の普及啓発等及び流域下水道の管理を行うこと。
- ・ 所在地 広島市南区向洋沖町1番1号
- ・ 代表者 理事長 木原 健
- ・ 設立 昭和56年8月1日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員 役員15人（うち常勤2人）、職員35人（うち県派遣職員10人）
（令和元年10月31日現在）
- ・ 主な事業 下水道に係る水質管理、下水道技術者の育成、下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究、下水道知識の普及及び啓発、流域下水道の処理施設の運転及び維持管理

イ 経営の状況

（単位：千円）

| 区 分 | | 平成30年度 |
|--------------|-----------|-----------|
| 経常収益 | A | 3,431,449 |
| 経常費用 | B | 3,427,302 |
| 当期経常増減額 | C (A - B) | 4,147 |
| 経常外収益 | D | 2,779 |
| 経常外費用 | E | 0 |
| 当期経常外増減額 | F (D - E) | 2,779 |
| 当期一般正味財産増減額 | G (C + F) | 6,926 |
| 当期指定正味財産増減額 | H | 0 |
| 当期正味財産増減額合計 | I (G + H) | 6,926 |
| 資産合計 | J (K + L) | 849,846 |
| 負債合計 | K | 746,298 |
| 指定正味財産 | | 79,000 |
| （うち、基本財産充当額） | | 79,000 |
| 一般正味財産 | | 24,548 |
| 正味財産合計 | L | 103,548 |

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産79,000,000円のうち、39,500,000円（50%）を出捐（平成31年4月1日現在）
（所管課 企業局流域下水道課）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

9 一般財団法人 中央森林公園協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県が設置する広島県立中央森林公園等の施設を管理運営し、庭園空港都市の創造，発展に寄与する。
- ・ 住 所 三原市本郷町上北方 1315 番地
- ・ 代 表 者 理事長 小松 光二郎
- ・ 設 立 平成 4 年 4 月 6 日（平成 25 年 4 月 1 日一般財団法人へ移行）
- ・ 役 職 員（平成 31 年 4 月 1 日現在）
 - 役員 10 人（常勤 1 人）
 - 評議員 5 人
 - 職員 6 人
- ・ 主な事業 中央森林公園（公園センター等地区）の管理運営（指定管理者）

イ 経営の状況

（単位：千円）

| 区 分 | 平成 30 年度 |
|-----------------------|----------|
| 経常収益 A | 147,379 |
| 経常費用 B | 145,674 |
| 当期経常増減額 C (A - B) | 1,705 |
| 経常外収益 D | 0 |
| 経常外費用 E | 0 |
| 当期経常外増減額 F (D - E) | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 G (C + F) | 1,705 |
| 当期指定正味財産増減額 H | 0 |
| 当期正味財産増減額合計 I (G + H) | 1,705 |
| 資産合計 J (K + N) | 79,275 |
| 負債合計 K | 16,645 |
| 指定正味財産 L | 30,000 |
| （うち、基本財産充当額） | 30,000 |
| 一般正味財産 M | 32,629 |
| 正味財産合計 N (L + M) | 62,629 |

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成 30 年度県立中央森林公園（公園センター等地区）利用料金の減免に伴う負担金を交付

（所管課 環境県民局自然環境課）

- ・ 負担金の額 15,116,120 円（対象経費 15,116,120 円）
- ・ 交付の目的 指定管理者が条例に基づき減免した利用料金を負担する。
- ・ 対象経費 県立中央森林公園（公園センター等地区）施設の利用料金の減免額

(イ) 基本金 30,000,000 円のうち、13,500,000 円 (45.0%) を出捐

(所管課 環境県民局自然環境課)

(ウ) 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 広島県立中央森林公園 (公園センター等地区)
- ・ 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額
平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 254,575,000 円
(うち、平成 30 年度管理費用 50,915,000 円)
平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 267,602,000 円
(うち、平成 31 年度管理費用 53,258,000 円)
- ・ 所管課 環境県民局自然環境課
- ・ 利用状況

| 区 分 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| 日本庭園 (三景園) | 86,171 人 | 89,893 人 | 94,633 人 |
| 駐車場 | 49,365 台 | 46,649 台 | 42,484 台 |
| バーベキュー広場 | 15,109 人 | 13,405 人 | 11,367 人 |
| 潮見亭 | 120 人 | 146 人 | 265 人 |
| 運動広場 | 13,787 人 | 11,965 人 | 11,464 人 |
| 研修室 | 894 人 | 883 人 | 1,103 人 |
| 自転車 | 40,136 人 | 39,683 人 | 35,794 人 |
| 総入込者数 | 268,000 人 | 259,600 人 | 253,900 人 |
| 利用料金収入 | 44,123,790 円 | 43,841,630 円 | 42,244,540 円 |

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 利用料金の減免負担金について

利用料金の減免額に応じて県から指定管理者に支払われる減免負担金について、平成 30 年度の利用料金減免実績報告書に誤りがあり、減免負担金が減免実績額よりも 305,280 円過大に支払われていた。適正な事務処理に努められたい。

イ 財務諸表の表示について

平成 30 年度の財務諸表について、正味財産増減計算書の利用料金収益及び貸借対照表の未収金の額がそれぞれ 8,400 円過大に計上されていた。適正な事務処理に努められたい。

ウ 生産品販売における事務処理について

中央森林公園協会が商品を生産し指定管理施設内の売店等で販売する事務処理について、生産品の生産・販売数量の管理が行われていなかった。また、売上現金が現金出納簿等により管理されておらず、長期間当該協会の金庫に保管され、銀行口座への入金が速やかに行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|--------------------------|
| 根 拠 | 一般財団法人中央森林公園協会財務規程第 21 条 |
|-----|--------------------------|

【改善を求める事項】

三景園の入園券の管理について

指定管理施設の三景園の入園券について、使用枚数は管理していたが、受入枚数と使用による残枚数の確認が行われていなかった。入園券の受払管理を適正に行う必要がある。

【検討要請事項】

修繕引当金の計上について

平成 30 年度財務諸表に計上されている修繕引当金について、修繕費の積算根拠や取り崩し時のルールなどが文書で具体的に取り決められていない。

については、積み立て及び取り崩し時のルールなどを文書で定め、修繕引当金を計上する意図を明確にするように努めていただきたい。

10 社会福祉法人広島県福祉事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県が設置する社会福祉施設等の運営を適切かつ能率的に行うことにより、広く県民福祉の向上と増進に寄与する。
- ・ 所在地 東広島市西条町田口 295 - 3
- ・ 代表者 理事長 菊間 秀樹
- ・ 設 立 昭和 39 年 4 月 30 日
- ・ 役職員 役員 8 人 職員 656 人
(令和元年 10 月 31 日現在。非常勤等を含む。)
- ・ 主な事業 広島県立障害者リハビリテーションセンターなどの経営 (指定管理者)

イ 経営の状況

(単位：千円)

| 区分 | 平成 30 年度 |
|---------------------|-----------|
| 経常収入 A | 6,281,313 |
| 経常支出 B | 6,185,082 |
| 当期経常収支差額 C (A - B) | 96,231 |
| 経常外収益 D | 83,525 |
| 経常外費用 E | 119,828 |
| 当期経常外収支差額 F (D - E) | ▲36,302 |
| 当期資金収支差額 G (C + F) | 59,929 |
| 資産合計 H (I + J) | 3,251,875 |
| 負債合計 I | 1,399,374 |
| 正味財産 J | 1,852,501 |
| (うち基本金) | 10,000 |
| (うち当期活動収支差額) | 36,054 |

※ 出典：社会福祉法人広島県福祉事業団決算報告書

※ 端数処理の関係で、合計額が一致しないことがある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産

10,000,000 円の全額を出資 (令和元年 12 月 12 日現在)
(所管課 健康福祉局障害者支援課)

(イ) 補助金

a 平成 30 年度広島県新人看護職員研修事業費補助金

(所管課 健康福祉局医療介護人材課)

- ・ 交付額 133,000 円
- ・ 交付の目的 看護の質の向上と早期離職防止
- ・ 補助対象経費 新人看護職員研修経費

b 平成 30 年度女性医師等就労環境整備事業補助金

(所管課 健康福祉局医療介護人材課)

- ・ 交付額 2,100,000 円
- ・ 交付の目的 女性医師等の離職防止・復職支援
- ・ 補助対象経費 短時間正規雇用の勤務形態により勤務する女性医師等の人件費（給与費，法定福利費）

(ウ) 公の施設の指定管理者

a 施設名

| 施設名 | 定員等（平成 30 年度） | 平成 30 年度 管理費用等 |
|---|-------------------|--|
| 広島県立障害者リハビリテーションセンター（東広島市西条町） | | |
| 医療センター（診療部門） | 入院 160 床 | (管理費用) 160,979,000 円 (手数料等相当額) 25,091,000 円 |
| 高次脳機能センター | 入院 40 床（再掲） | |
| 若草園（医療型障害児入所施設・療養介護） （医療型児童発達支援センター） | 入所 62 人 通所 10 人 | |
| 若草療育園（医療型障害児入所施設・療養介護） | 入所 53 人 | |
| あけぼの（障害者支援施設） | 入所 70 人 日中 80 人 | |
| スポーツ交流センター（身体障害者福祉センター） | — | |
| 広島県立福山若草園（福山市水呑町） | | |
| 福山若草育成園（医療型児童発達支援センター） | 通所 20 人 | (手数料等相当額) 4,038,000 円 |
| 福山若草療育園（医療型障害児入所施設・療養介護） | 入所 54 人 | |
| 広島県立障害者療育支援センター（東広島市八本松町） | | |
| 松陽寮（障害者支援施設） | 入所 148 人 日中 163 人 | (手数料等相当額) 4,050,000 円 |
| わかば療育園（医療型障害児入所施設・療養介護） | 入所 50 人 | |

b 指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

c 所管課 健康福祉局障害者支援課

d 利用状況（平成 30 年度）※監査対象施設のみ記載

(a) 広島県立障害者リハビリテーションセンター

【若草園】

| 入所（定員 62 人） | | | | 通所（定員 10 人） | |
|-------------|----------|-------|-------|-------------|---------|
| 一般入所 | | 親子入所 | | 人数 | 延人数 |
| 人数 | 延人数 | 人数 | 延人数 | | |
| 44.6 人 | 16,299 人 | 2.6 人 | 954 人 | 7.3 人 | 1,743 人 |

(人数は月平均契約児・措置児数)

【若草療育園】

| |
|-------------|
| 入所（定員 53 人） |
| 52.8 人 |

(人数は月平均契約児・措置児数)

(b) 広島県立福山若草園

【福山若草育成園】

| 通所（定員 20 人） | | 外来 | |
|-------------|---------|-----------|----------|
| 人数 | 延人数 | 1 日平均 | 延人数 |
| 24.8 人 | 1,420 人 | 医科 67.5 人 | 17,201 人 |
| | | 歯科 10.7 人 | 2,513 人 |

（通所人数は月平均契約児・措置児数）

【福山若草療育園】

| 入所（定員 54 人） |
|-------------|
| 52.9 人 |

（人数は月平均契約児・措置児数）

(c) 広島県立障害者療育支援センター

【松陽寮】

| 入所（定員 148 人） | 日中（定員 163 人） |
|--------------|--------------|
| 139 人 | 167 人 |

（人数は月平均契約者数）

【わかば療育園】

| 入所（定員 50 人） | 外来 | |
|-------------|-----------|----------|
| | 1 日平均 | 延人数 |
| 49 人 | 医科 74.0 人 | 18,062 人 |
| | 歯科 7.8 人 | 211 人 |

（入所人数は月平均契約児・措置児数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 財務諸表の表示について

平成 30 年度の法人単位資金収支計算書について、予算額と決算額との差異が著しい場合はその理由を備考欄に記載することとされているが、備考欄が設けられておらず、理由が記載されていなかった。また、社会福祉法人会計基準の様式に定められていない勘定科目が追加されていた。適正な財務諸表の作成に努められたい。

| | |
|----|---|
| 根拠 | 社会福祉法人会計基準 第 16 条第 6 項，第一号第一様式 社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項 25(1) |
|----|---|

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、契約書に適正な金額の収入印紙が貼付されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | | |
|-----|--------------------------|-------------|
| 契約名 | 施設維持管理業務（平成 29 年度～令和元年度） | 障害者療育支援センター |
| 根拠 | 印紙税法第 3 条 別表第一 | |

【改善を求める事項】

ア 利用者からの預り金の適正管理について

県立障害者療育支援センター松陽寮における利用者からの預り金の横領事案の発生については、県立施設に対する入所者、県民の信頼を大きく損なうもので、再発防止に向けて、適正な管理体制の構築やコンプライアンスの徹底を図り、入所者、県民の信頼回復に努める必要がある。

イ 長期未納（滞納繰越分）について

次の収入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。債権者等の状況を把握し、徴収促進に努める必要がある。

| 区 分 | | 長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分] | | 参考 前回監査時 [平成 29 年 11 月] | |
|------------------|-----------------|---------------------------|-------------|----------------------------|-------------|
| 障害者リハビリテーションセンター | 医療センター医業事業収入 | 12 人 | 1,975,019 円 | 7 人 | 1,323,904 円 |
| | 高次脳機能センター医業事業収入 | 3 人 | 1,830,499 円 | 1 人 | 1,468,610 円 |

11 一般社団法人広島県畜産協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県内において畜産業を営む者の経営及びその組織する団体等の運営について指導や支援等を行い，消費者等に畜産に関する知識の普及啓発を図ることにより，畜産の安定的な発展と畜産の推進に寄与する。
- ・ 住所 広島市中区大手町四丁目7-3
- ・ 代表者 会長理事 水永祐治
- ・ 設立 平成13年4月1日（平成25年4月1日一般社団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和元年8月31日現在）
 役員 20人（うち常勤1人）
 職員 10人
- ・ 主な事業 畜産経営安定のための各種補助金の交付事業
 畜産経営に係る改善のための経営分析及び情報提供事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

| 区 分 | 平成30年度 |
|-----------------------|-----------|
| 経常収益 A | 453,223 |
| 経常費用 B | 458,301 |
| 当期経常増減額 C (A - B) | △5,078 |
| 経常外収益 D | 0 |
| 経常外費用 E | 0 |
| 当期経常外増減額 F (D - E) | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 G (C + F) | △5,078 |
| 当期指定正味財産増減額 H | 91,232 |
| 当期正味財産増減額合計 I (G + H) | 86,154 |
| 資産合計 J (K + O) | 1,753,221 |
| 負債合計 K | 157,289 |
| 指定正味財産 M | 1,453,504 |
| （うち，基本財産充当額） | 0 |
| 一般正味財産 N | 142,428 |
| 正味財産合計 O (M + N) | 1,595,932 |

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産等 135,700,000 円のうち 57,500,000 円（42.4%）を出捐
 （所管課 農林水産局畜産課）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 会計方針の変更手続について

平成30年度の決算において、肉用子牛生産者補給金制度及び肉用牛肥育経営安定交付金制度の積立金のうち生産者負担金について、平成30年4月1日より固定負債から正味財産へ会計方針の変更が行われている。

しかし、この会計方針の変更に係る法人内部での決裁等、意思決定手続が取られていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|----|-----------------------|
| 根拠 | 一般社団法人 広島県畜産協会定款 第37条 |
|----|-----------------------|

イ 会計方針の変更に伴う注記について

重要な会計方針を変更したにも関わらず、財務諸表に対する注記において、変更の理由及び当該変更による影響額の記載がなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|----|---------------|
| 根拠 | 公益法人会計基準第5（3） |
|----|---------------|

ウ 預り金について

預り金である子牛運営特別基金の中に、自己名義のものが含まれていた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|----|--|
| 根拠 | 「公益法人会計基準」の運用指針（内閣府公益認定等委員会） 12. 財務諸表の科目（1）貸借対照表に係る科目及び取扱要領 |
|----|--|

エ 賞与の会計処理について

賞与について、引当金の計上要件を満たしているにも関わらず、決算時に賞与引当金を計上していなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|----|---|
| 根拠 | 企業会計原則注解 [注18] 引当金について 一般社団法人 広島県畜産協会給与規程 第42条及び第44条 |
|----|---|

12 株式会社ひろしま港湾管理センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 港湾施設及び漁港施設の管理運営，港湾施設・漁港施設・建物等の保守等の維持管理，舟艇の賃貸・保管及びメンテナンスなどの業務を営むことを目的とする。
- ・ 住 所 広島市南区宇品海岸一丁目 13 番 13 号
- ・ 代表者 代表取締役社長 松本 幸之
- ・ 設 立 平成 2 年 4 月 2 日
(平成 13 年 1 月 26 日広島湾海洋開発株式会社から商号変更)
- ・ 役職員 (令和元年 10 月末日現在)
役員 15 人 (うち常勤 6 人)
職員 36 人 (うち県派遣職員 2 人)
- ・ 主な事業 港湾施設，漁港施設，マリーナ施設の管理運営 (指定管理者) 等

イ 経営の状況

(単位：千円)

| 区 分 | | 平成 30 年度 |
|--------------|---------------|-------------|
| 売上高 | A | 1,944,707 |
| 売上原価 | B | 1,641,477 |
| 販売費及び一般管理費 | C | 207,203 |
| 営業利益 | D (A - B - C) | 96,026 |
| 営業外収益 | E | 10,675 |
| 営業外費用 | F | 14,994 |
| 経常利益 | G (D + E - F) | 91,707 |
| 特別利益 | H | 330 |
| 特別損失 | I | 0 |
| 税引前当期純利益 | J (G + H - I) | 92,037 |
| 法人税，住民税及び事業税 | K | 31,289 |
| 当期純利益 | (J - K) | 60,748 |
| 資産合計 | L (M + N) | 2,797,076 |
| 負債合計 | M | 1,425,493 |
| 純資産合計 | N | 1,371,583 |
| (資本金) | | (1,000,000) |
| (利益剰余金) | | (371,583) |

注) 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 資本金 1,000,000,000 円のうち 510,000,000 円 (51%) を出資
(所管課 土木建築局港湾振興課)

(イ) 公の施設の指定管理者

a 施設名 一般港湾施設

- ・指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 3,270,000,000円
(うち、令和元年度管理費用 632,800,000円)
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況 (令和元年10月末現在)

| 区 分 | 請求件数 (件) |
|--------------------|----------|
| 入港 | 4,142 |
| 係留 | 4,511 |
| 可動橋 | 6 |
| 荷役機械 | 32 |
| 荷捌地 | 604 |
| 上屋 | 444 |
| 野積場 | 960 |
| 水面貯木場 | 7 |
| 給水 | 733 |
| 港湾施設用地 | 79 |
| PBS (プレジャーボートスポット) | - |
| 港湾環境整備施設 | 20 |
| 港湾管理施設 | 32 |
| 駐車場 | 152,646 |
| 旅客施設 | 0 |
| 目的外 | 1,247 |
| その他 | 0 |
| 合 計 | 165,463 |

b 施設名 広島観音マリーナ

- ・指定期間 平成28年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金制のため設定なし
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況 (令和元年10月末現在)

| 区 分 | 収容能力 (隻) | 利用数 (隻) | 収容率 (%) |
|------------|-------------|------------|------------|
| 海上保管 | 255 | 59 | 23.1 |
| 陸上保管 | 112 | 87 | 77.7 |
| ディングー (陸上) | 210 | 132 | 62.9 |
| 合 計 | 577 | 278 | 48.2 |
| ビジター | - | 217 | - |

注) ディンギーは、ジュニア用を除く。

- c 施設名 広島地域マリーナ施設
- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
 - ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金制のため設定なし
 - ・所管課 土木建築局港湾振興課
 - ・利用状況 (令和元年 10 月末現在)

○五日市漁港フィッシャリーナ

| 区 分 | 収容能力 (隻) | 利用数 (隻) | 収容率 (%) |
|------|-------------|------------|------------|
| 海上保管 | 536 | 112 | 20.9 |
| 陸上保管 | 167 | 120 | 71.9 |
| 合 計 | 703 | 232 | 33.0 |
| ビジター | — | 61 | — |

○廿日市ボートパーク

| 区 分 | 収容能力 (隻) | 利用数 (隻) | 収容率 (%) |
|------|-------------|------------|------------|
| 海上保管 | 575 | 454 | 79.0 |

○五日市プレジャーボートスポット

| 区 分 | 収容能力 (隻) | 利用数 (隻) | 収容率 (%) |
|------|-------------|------------|------------|
| 海上保管 | 69 | 58 | 84.1 |

○坂プレジャーボートスポット

| 区 分 | 収容能力 (隻) | 利用数 (隻) | 収容率 (%) |
|------|-------------|------------|------------|
| 海上保管 | 24 | 24 | 100.0 |

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

長期未納（過年度分）について

次の施設の利用料において、長期未納（過年度分）となっているものがあつた。債権者等の状況を把握し、徴収促進に努める必要がある。

| 施設区分 | | 長期未納（過年度分） [監査日現在確認分] | | 参考 前回監査時 [平成 28 年 12 月] | |
|----------------|---------------------|--------------------------|-------------|----------------------------|-----|
| 広島地域マリーナ 施設 | 廿日市ボートパーク | 15 人 | 1,946,430 円 | 0 人 | 0 円 |
| | 五日市プレジャーボート スポット | 2 人 | 171,000 円 | 0 人 | 0 円 |

13 社会福祉法人さくら福祉会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 児童養護施設，児童家庭支援施設の運営等の社会福祉事業の実施
- ・所在地 廿日市市丸石一丁目1-12
- ・代表者 理事長 吉村 光
- ・設立 昭和36年8月24日

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成30年度社会福祉施設等整備費補助金（児童養護施設）を交付（所管課 健康福祉局こども家庭課）

- ・補助額 228,382,000円
- ・交付の目的 社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより，施設入所者等の福祉の向上を図る。

(イ) 平成30年度社会福祉施設等整備費補助金（児童家庭支援センター）を交付（所管課 健康福祉局こども家庭課）

- ・補助額 14,790,000円
- ・交付の目的 社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより，施設入所者等の福祉の向上を図る。

| | |
|-----|--|
| 名称 | 児童養護施設丸石こどもの家及び児童家庭支援センターコスモス |
| 所在地 | 廿日市市丸石一丁目1-12 |
| 概要 | ・建物構造 鉄骨造2階建 ・建築面積 654.65㎡ ・延床面積 1,231.93㎡ うち児童養護施設 1,153.36㎡ うち児童家庭支援センター78.57㎡ |

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 社会福祉法人的場会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 軽費老人ホーム，特別養護老人ホーム，老人短期入所事業，老人デイサービス事業，老人介護支援センター，老人居宅介護等事業の経営
- ・ 所在地 竹原市港町四丁目5番1号
- ・ 代表者 理事長 中川 康子
- ・ 設立 昭和55年10月27日

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成30年度軽費老人ホーム（A型）事務費補助金を交付

（所管課 健康福祉局地域福祉課）

- ・ 補助額 55,342,000円（総事業費106,427,496円，補助対象経費86,181,553円）
- ・ 交付の目的 老人ホームに入居する高齢者の費用負担を軽減
- ・ 補助対象経費 軽費老人ホーム（A型）の運営に要する経費

(イ) 平成30年度結核予防費補助金を交付

（所管課 健康福祉局健康対策課）

- ・ 補助額 49,880円（総事業費90,300円，補助基本費74,820円）
- ・ 交付の目的 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条第1項の規定に基づく補助
- ・ 補助対象経費 社会福祉施設等が行う結核健康診断に要する経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 学校法人武田学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 大学，高等学校，幼稚園の運営
- ・所在地 広島市安佐北区可部東一丁目 2 - 1
- ・代表者 理事長 武田 義輝
- ・設立 昭和 27 年 8 月 9 日
- ・学校（高等学校，幼稚園）の状況（令和元年 5 月 1 日現在）

| 区分 | 生徒・園児数 | 教員数 | 職員数 |
|--------------|--------|------|-----|
| 広島文教大学附属高等学校 | 413 人 | 55 人 | 5 人 |
| 広島文教大学附属幼稚園 | 143 人 | 18 人 | 3 人 |

(注 1) 教員数及び職員数は，非常勤を含んだ人数。

(注 2) 幼稚園の満 3 歳の区分については，1 月始業日現在の人数。

イ 県の財政的援助等の状況

平成 30 年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金・授業料等軽減補助金），平成 30 年豪雨災害被災生徒授業料等軽減補助金，広島県高等学校等就学支援金事務費交付金を交付（所管課 環境県民局学事課）

(ア) 広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）

- ・補助額 212,511,000 円
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の高等学校及び幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(イ) 広島県私立学校振興費補助金（授業料等軽減補助金）

- ・補助額 13,581,100 円
- ・交付の目的 私立高等学校の学費負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

(ウ) 平成 30 年豪雨災害被災生徒授業料等軽減補助金

- ・補助額 114,300 円
- ・交付の目的 私立高等学校生徒で保護者が豪雨災害で損失を受けた場合，学費負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

(エ) 広島県高等学校等就学支援金事務費交付金

- ・補助額 558,884 円
- ・交付の目的 就学支援金受給者に代わって学校設置者が受領の事務を執行するため
- ・補助対象経費 就学支援金に関する事務の執行に必要な給料，旅費，役務費等

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

16 学校法人多幾山学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 幼稚園，認定こども園の運営
- ・所在地 呉市押込西平町 29 番 84 号
- ・代表者 理事長 奥先 楓
- ・設立 昭和 41 年 2 月 24 日
- ・学校（幼稚園）の状況（令和元年 5 月 1 日現在）

| 区分 | 園児数 | 教員数 | 職員数 |
|-------------|-------|------|------|
| 認定こども園焼山こぼと | 85 人 | 35 人 | 14 人 |
| 焼山こぼと幼稚園 | 243 人 | 24 人 | 7 人 |

(注 1) 教員数及び職員数は，非常勤を含んだ人数。

(注 2) 幼稚園の満 3 歳の区分については，1 月始業日現在の人数。

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成 30 年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・補助額 52,500,000 円
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(イ) 平成 30 年度広島県教育支援体制整備事業補助金を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・補助額 177,000 円
- ・交付の目的 子供を安心して育てることができる体制整備の促進
- ・補助対象経費 教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費等

(ウ) 平成 30 年度広島県私立幼稚園教員確保支援金を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・補助額 762,906 円
- ・交付の目的 県内の私立幼稚園における教員の安定的な確保
- ・補助対象経費 給与等の改善に要する経費等

(エ) 平成 30 年度豪雨災害被災生徒授業料等軽減補助金を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・補助額 94,500 円
- ・交付の目的 平成 30 年 7 月 5 日からの豪雨災害の被害により，就学の継続が困難となる児童・生徒等について就学を援助
- ・補助対象経費 授業料，保育料の軽減額

(オ) 平成 30 年度ひろしま自然保育推進事業補助金を交付

（所管課 健康福祉局安心保育推進課）

- ・補助額 39,680 円
- ・交付の目的 自然体験活動の推進

- ・ 補助対象経費 認証団体が行う研修等に要する経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

17 医療法人 財団竹政会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 セントラル病院，福山循環器病院の経営
- ・所在地 福山市住吉町1番26号
- ・理事長 竹政 敏彦
- ・設立 昭和54年4月

イ 県の財政的援助等の状況

平成29年度及び平成30年度広島県医療施設等施設整備費補助金（医療施設等耐震整備事業）を交付（所管課 健康福祉局医療介護計画課）

・補助額

平成29年度 85,238,000円

平成30年度 79,197,000円

合計 164,435,000円（総事業費 1,719,075,982円，補助対象経費 1,689,347,095

円）

- ・交付の目的 医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより，地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図る。
- ・対象経費 医療施設等耐震整備として必要な新築，増改築に伴う補強，既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

建物の表題登記について

補助金交付を受けて新築した建物について，表題登記がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|----|---------------|
| 根拠 | 不動産登記法第47条第1項 |
|----|---------------|

18 堀田・誠和共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 県営住宅の維持・修繕・入居者管理など県営住宅の管理運営業務
- ・所在地 尾道市新浜一丁目9番22号
- ・代表者 株式会社堀田組 代表取締役 河本 一志
- ・設立 平成18年4月21日

イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

(ア) 三原地区

- ・施設名 県営住宅 三原地区
- ・管理対象地域 三原市
- ・指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 331,520,000円（うち、緊急修繕費51,520,000円）
〔うち、平成30年度管理費用66,304,000円（緊急修繕費10,304,000円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況 (単位：戸，%)

| 区 分 | 管理戸数 A | 入居戸数 B | 政策空家戸数 C | 実質入居率 B / (A - C) × 100 |
|-------------|-----------|-----------|-------------|----------------------------|
| 平成30年度末 | 772 | 555 | 112 | 84.1 |
| 令和元年10月末日現在 | 772 | 541 | 122 | 83.2 |

(イ) 尾道地区

- ・施設名 県営住宅 尾道地区
- ・管理対象地域 尾道市
- ・指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 321,520,000円（うち、緊急修繕費51,520,000円）
〔うち、平成30年度管理費用63,548,000円（緊急修繕費10,304,000円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況 (単位：戸，%)

| 区 分 | 管理戸数 A | 入居戸数 B | 政策空家戸数 C | 実質入居率 B / (A - C) × 100 |
|-------------|-----------|-----------|-------------|----------------------------|
| 平成30年度末 | 696 | 551 | 78 | 89.1 |
| 令和元年11月末日現在 | 696 | 531 | 94 | 88.2 |

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 広島県ビルメンテナンス協同組合

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 組合員の行うビルメンテナンス業務（官公需）及び指定管理者制度に係る共同受注 等
- ・所在地 広島市西区己斐本町二丁目 19 番 3 号
- ・代表者 理事長 澤田 英治
- ・設 立 昭和 62 年 11 月 2 日

イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

(ア) 安芸地区

- ・施設名 県営住宅 安芸地区
- ・管理対象地域 広島県安芸郡
- ・指定期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 470,215,000 円（うち、緊急修繕費 51,710,815 円）
〔うち、平成 30 年度管理費用（上限額）93,673,000 円
（緊急修繕費（上限額）10,304,000 円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

（単位：戸，％）

| 区 分 | 管理戸数 A | 入居戸数 B | 政策空家戸数 C | 実質入居率 B/ (A-C) ×100 |
|---------------|-----------|-----------|-------------|------------------------|
| 平成 30 年度末 | 1,063 | 808 | 133 | 86.8 |
| 令和元年 10 月末日現在 | 1,063 | 792 | 156 | 87.3 |

(イ) 廿日市・大竹地区

- ・施設名 県営住宅 廿日市・大竹地区
- ・管理対象地域 廿日市市，大竹市
- ・指定期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 557,650,000 円（うち、緊急修繕費 51,710,815 円）
〔うち、平成 30 年度管理費用（上限額）111,530,000 円
（緊急修繕費（上限額）10,304,000 円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

（単位：戸，％）

| 区 分 | 管理戸数 A | 入居戸数 B | 政策空家戸数 C | 実質入居率 B/ (A-C) ×100 |
|---------------|-----------|-----------|-------------|------------------------|
| 平成 30 年度末 | 1,426 | 1,171 | 0 | 82.1 |
| 令和元年 10 月末日現在 | 1,426 | 1,138 | 0 | 79.8 |

(ウ) 三次・庄原地区

- ・公の施設名 県営住宅 三次・庄原地区
- ・管理対象地域 三次市, 庄原市
- ・指定期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 217,585,000 円 (うち, 緊急修繕費 51,710,815 円)
〔うち, 平成 30 年度管理費用 43,517,000 円 (緊急修繕費 10,304,000 円を含む。)]
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位: 戸, %)

| 区分 | 管理戸数 A | 入居戸数 B | 政策空家戸数 C | 実質入居率 $B / (A - C) \times 100$ |
|--------------|-----------|-----------|-------------|-----------------------------------|
| 平成 30 年度末 | 371 | 283 | 29 | 82.7 |
| 令和元年 9 月末日現在 | 371 | 278 | 32 | 82.0 |

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

20 ビルックス株式会社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 総合建物管理事業，警備保安事業，マンション管理事業，建築営繕工事事業，宅地建物取引事業，指定管理者管理事業など
- ・所在地 呉市阿賀南一丁目8番49号
- ・代表者 代表取締役社長 藤井 聖
- ・設立 昭和44年7月16日

イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

- ・公の施設名 県営住宅 呉地区
- ・管理対象地域 呉市
- ・指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 406,884,000円（うち，緊急修繕費51,520,000円）
〔うち，平成30年度管理費用 79,662,000円（緊急修繕費9,000,000円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

| 区分 | 管理戸数 A | 入居戸数 B | 政策空家戸 数 C | 実質入居率 $B / (A - C) \times 100$ |
|------------|-----------|-----------|-----------------|-----------------------------------|
| 平成30年度末 | 1,005戸 | 787戸 | 88戸 | 85.8% |
| 令和元年9月末日現在 | 1,005戸 | 780戸 | 99戸 | 86.1% |

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

21 社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 広島県立視覚障害者情報センター，障害者支援施設などの運営
- ・住所 広島市東区戸坂千足二丁目1番5号
- ・会長 橘高 則行
- ・設立 昭和47年5月16日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県立視覚障害者情報センター
- ・所在地 広島市東区戸坂千足二丁目1番5号
- ・指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 161,526,000円
(うち、平成30年度管理費用32,064,000円)
- ・所管課 健康福祉局障害者支援課
- ・利用状況

| 区 分 | 蔵書数（平成30年度末現在） | 貸出数（平成30年度） |
|----------|---------------------|---------------------|
| 点字図書 | 11,291タイトル（36,876巻） | 341タイトル（1,206巻） |
| テープ図書 | 11,979タイトル（56,071巻） | 1,381タイトル（8,635巻） |
| デイジー図書 | 9,692タイトル（9,696枚） | 21,602タイトル（21,659枚） |
| 一般CD図書 | 67タイトル（84枚） | 408タイトル（481枚） |
| テキストデイジー | 127タイトル（127巻） | 0タイトル（0枚） |
| 点字雑誌 | 20タイトル（20巻） | 205タイトル（1枚） |
| テープ雑誌 | 55タイトル（83巻） | 1,943タイトル（1枚） |
| デイジー雑誌 | 118タイトル（118枚） | 15,583タイトル（1枚） |
| 一般CD雑誌 | 0タイトル（0枚） | 70タイトル（1枚） |

注 1 デイジー図書とは、原書の先頭ページや章・節の先頭などにブックマークが入れられる視覚障害者用のデジタル録音図書のことである。

・ボランティア育成状況（平成31年3月31日現在）

| | |
|------------------|------|
| 点訳ボランティア | 86名 |
| 音訳ボランティア | 117名 |
| 拡大字化・テキスト化ボランティア | 9名 |
| テキストデイジー制作ボランティア | 9名 |
| 館内作業 | 1名 |

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 時間外勤務手当について

時間外勤務に係る労働時間数の端数処理を誤って時間外勤務手当を支出していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|-----------|
| 根 拠 | 労働基準法第37条 |
|-----|-----------|

イ 財務諸表の表示について

平成 30 年度の財務諸表について,退職給付引当資産及び県互助会退職給付引当金が適正に計上されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

ウ 金庫の鍵の管理について

金庫の鍵を,施錠できない保管場所に常時保管していた。適正な事務処理に努められたい。

エ 出納した金銭の保管について

入金した現金を,収入後 5 日以内に金融機関に預け入れることなく,小口現金として直接支出に充てていた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 収入名 | 点字・録音作業費収入 |
| 根 拠 | 社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会経理規程第25条 |

オ 現金の残高の確認について

小口現金について,毎日の現金出納終了後,出納職員がその残高と帳簿残高を照合し,会計責任者に報告していなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|-------------------------------|
| 根 拠 | 社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会経理規程第 31 条 |
|-----|-------------------------------|

22 R C Cホールマネジメントグループ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 県立文化芸術ホール施設指定管理者業務
- ・住所 広島市中区橋本町5番11号
- ・代表者 株式会社R C C文化センター 代表取締役 下畠 英治
- ・設立 昭和47年3月2日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 県立文化芸術ホール
- ・指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ・指定期間に係る納付金の額 10,000千円
(うち、平成29年度納付金7,000千円、令和2年度納付金3,000千円)
- ・所管課 環境県民局文化芸術課

ウ 利用状況

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 入場者数 | 245,737人 | 304,118人 | 233,042人 |

エ 県の財政援助等の状況

平成30年度県立文化芸術ホールの利用料金の減免に伴う負担金を交付
(所管課 環境県民局文化芸術課)

- ・負担金の額 4,008,110円(対象経費4,008,110円)
- ・交付の目的 指定管理者が条例に基づき減免した県立文化芸術ホールの利用料金を負担する。
- ・対象経費 県立文化芸術ホールの利用料金の減免額

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。